新型コロナウイルス感染症対策と新潟市社会教育施設等 利用ガイドライン

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症対策と社会教育施設等での活動の両立を進めるために、社会教育施設等で行われる活動に係る基本的な考え方を示すものです。

5月8日以降の利用については、有効とされている以下の基本的感染対策を参考に、各施設や事業の内容により判断することとします。

1 基本的な感染症対策について

- ① 「3密」(密集・密接・密閉)の回避、人と人との距離の確保 密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないための配慮を行う。 密接しない 飛沫を発生させないように、工夫する。密閉しない 定期的に換気を行う。活動終了後はなるべく速やかに退館する。
- ② 手洗いや手指の消毒

2 マスクの着用について

マスクの着用は利用者(本人)が判断する。

3 本ガイドライン対象施設(教育委員会所管施設)

対象施設名	問い合わせ先
クロスパルにいがた	クロスパルにいがた (生涯学習センター)
	025-224-2088
公民館 (42 館)	中央公民館 025-224-2088
ゆいぽーと	ゆいぽーと(芸術創造村・国際青少年センター)
(芸術創造村・国際青少年センター)	025-201-7530
オール	オール(若者支援センター)
(若者支援センター)	025-247-6781
白根学習館	白根地区公民館 025-372-5533
	亚川原区小口粉 0050 00 0004
西川学習館	西川地区公民館 0256-88-2334
西川多目的ホール	西川 辺 書館 0256-88-2334 西川図書館 0256-88-0001

4 適用期間

本ガイドラインの適用は令和5年5月8日からとし、感染状況の変化や新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更があった場合には見直します。